

平成31年度 北部保健所行動計画

I 健康寿命日本一に向けた取組

- ・健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関の横断的な取組を推進するため、北部地域健康寿命延伸連絡会議を開催します。
- ・地域の健康課題解決のため「北部地域健康なまち整備推進事業」として、事業所の健康づくりを支援する「事業所健康応援プロジェクト推進事業」と、地域住民の禁煙をサポートする「たばこに無縁（無煙）な生活サポート事業」を実施します。
- ・青壯年期の健康づくりにおける職場での健康保持増進対策の推進に向けて、関係機関と連携し、健康経営事業所の登録拡大を図ります。
- ・「おおいた歩得」を活用したウォーキング習慣の普及、定着を管内各市と連携して推進します。
- ・在宅医療・介護連携体制を整備するため、在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援を実施します。
- ・「入退院時情報共有ルール」の運用定着にかかる支援及び多職種連携に向けた研修会等を開催します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・健康危機管理体制の整備・連携を強化するため、健康危機連絡会議や麻しん風しん対策連絡会議を開催するとともに、健康危機管理に関する職員研修やシミュレーションを実施します。
- ・感染症の発生拡大防止対策として、社会福祉施設等に対する研修会等を実施します。
- ・健康危機管理情報をタイムリーに提供します。
- ・ラグビーワールドカップ2019等大規模イベント開催に伴い増加が見込まれる旅行客の感染や食品による健康被害防止対策として、旅館・ホテルや関連イベントにおける食品関係事業者に対する監視・指導を実施します。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・すべての主体が参加する美しく快適な県づくりを進めるため、うつくし推進隊等活動団体登録や環境教育アドバイザー制度を周知します。
- ・豊かな水環境保全の推進をするため、小中学校による水生生物調査等への支援や五十石川流域会議での学習会等を実施します。
- ・合併浄化槽への転換啓発を実施するとともに浄化槽管理者講習会を開催します。

I 健康寿命日本一に向けた取組～健康づくりの推進～

現状と課題

- 管内3市（中津市、宇佐市、豊後高田市）は、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患の標準化死亡比が高い。※1
- 管内3市は、「運動仲間がいる」「運動指導（を受けた）経験がある」割合が低い。※2
- 中津市は、毎日たばこを吸う人の割合が県下で最も高い（21.3%）。※2
- そこで、健康寿命（健康で過ごせる期間）延伸に向けて、良好な生活習慣の獲得につなげるためには青壯年期からの健康づくりが重要である。
- また、青壯年期の健康づくりにおいては、従業員の健康づくりを進めていくことが必要であり、特に職場での健康保持増進対策が十分でない中小規模事業所への働きかけと支援が必要である。
- 今後は更に、従業員が日常生活の中で着実に取り組める食事・運動にかかる生活習慣への働きかけと、禁煙希望者に対する禁煙支援が重要である。

〔出典：※1 大分県福祉保健企画課調べ、※2 大分県福祉保健企画課「県民健康意識行動調査（H28）」〕

保健所が実施すべき対策

1 健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関との連動による取組推進

- （1）北部地域健康寿命延伸連絡会議の開催
- （2）地域・職域健康づくり検討会の開催
- （3）市との健康寿命延伸に関する検討（中津市）

2 地域の健康課題に特化した取組

- （1）北部地域健康なまち整備推進事業の実施
 - ①事業所健康応援プロジェクト推進事業（運動）
 - ②たばこに無縁（無煙）な生活サポート事業（喫煙）

3 事業所を単位とした健康づくりの推進

- （1）健康経営登録事業所・認定事業所の拡大と質向上
- （2）職場の健康づくりセミナーの開催
- （3）事業所健康応援プロジェクトの継続開催

4 生活習慣改善に向けた取組

- （1）おおいた歩得の活用推進（運動）
- （2）「健康応援団（食の環境整備部門）」登録店拡大（食事）

目標指標

1 健康寿命延伸に向けた北部地域関係機関との連動による取組推進

- （1）北部地域健康寿命延伸対策戦略会議の開催（1回）
- （2）地域・職域健康づくり検討会の開催（1回）
- （3）市との健康寿命延伸に関する検討（中津市）

2 地域の健康課題に特化した取組

- （1）北部地域健康なまち整備推進事業の実施
 - ①スポーツインストラクター派遣事業所数 5事業所実施
 - ②たばこに無縁（無煙）な生活サポート事業
 - ・薬剤師による喫煙防止教育実施学校数 10校実施
 - ・飲食店等への健康増進法改正（受動喫煙防止関係）に係る周知

3 事業所を単位とした健康づくりの推進

- （1）健康経営登録事業所の拡大 168事業所→178事業所
(北部8、豊後高田2)
健康経営認定事業所の拡大 63事業所→ 67事業所
(北部3、豊後高田1)
- （2）職場の健康づくりセミナーの開催（2回）
- （3）事業所健康応援プロジェクトの開催（2回）

4 生活習慣改善に向けた取組

- （1）おおいた歩得の活用推進（3市）
- （2）「健康応援団（食の環境整備部門）」登録店拡大（食事）新規3店増

I 健康寿命日本一に向けた取組

～地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

- ・高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要である。
- ・平成30年度から全ての市が在宅医療・介護連携推進事業を実施しており、引き続き、各市の取り組みを支援し連携を促進する必要がある。
- ・医療機能の分化・連携や地域包括システムの推進のためには、地域医療構想調整会議における議論の活性化など地域医療構想の実現に取り組む必要がある。
- ・医療と介護の連携を促進するためには、医療機関の看護、地域の訪問看護等の活用を一層促進し、相互連携による支援を進める必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 地域包括ケアシステムの深化

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
 - ①北部圏域在宅医療・介護連携推進会議の開催
 - ・北部圏域における取組の共有と底上げ
 - ・共通改題の解決に向けた連携の促進
 - ②在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援
 - ③医療機能の分化・連携の推進
- (2) 自立支援型ケアマネジメントの推進
 - ①地域ケア会議への参画・助言
 - ②介護予防事業にかかる連絡会議の実施

2 多職種連携に向けた支援

- (1) 医療と介護の情報共有の促進
- (2) 多職種連携研修会開催への支援
- (3) 看護職を活用した医療から在宅への途切れのない支援の促進
- (4) 他職種と連携した薬局薬剤師在宅訪問の試行

目標指標

1 地域包括ケアシステムの深化

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
 - ①在宅医療・介護連携推進会議の開催回数（1回）
 - ②在宅医療・介護連携の推進に取り組む管内各市への支援
 - ・各市が設置する在宅医療・介護連携推進協議会等への参画（3市）
 - ③北部地域医療構想調整会議の開催（2回）
 - ・医療・介護に関する情報収集や研究等
 - ・近隣保健所連絡会議を活用した隣接県との協議
- (2) 自立支援型ケアマネジメントの推進
 - ①地域ケア会議への参画・助言（3市）
 - ②介護予防事業にかかる連絡会議の開催（3市）

2 多職種連携に向けた支援

- (1) 入退院時情報共有ルール運用定着にかかる支援
- (2) 多職種連携研修会の開催（3市）
- (3) 医療機関と在宅を結ぶ相互交流事業の実施（3市）
- (4) 薬局薬剤師在宅訪問事業の実施（中津市）

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

現状と課題

- ・食中毒、感染症、自然災害や放射線事故等によって不特定多数の住民に健康被害が発生又は拡大する場合には、公衆衛生の確保という観点から、迅速かつ適切な対応が求められている。
- ・災害発生には地区災害対策本部保健所班として、健康被害の拡大防止、環境衛生対策を実施する役割を担っており、平時から関係機関との連携強化をする必要がある。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った体制づくりをはじめ、デング熱等蚊媒介感染症への対応やエボラ出血熱などの新興・再興感染症対策等について、関係機関と連携し、より一層の機能強化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 健康危機管理体制の整備・連携の強化

- (1) 所内健康危機管理体制の整備
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 健康危機管理シミュレーションの実施

2 感染症の発生防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設に対する感染症対策
- (2) 医療機関に対する感染症対策
- (3) 結核予防及びまん延防止対策

3 健康危機管理情報の提供

- (1) 定期的な感染症情報の提供
- (2) 緊急時における情報提供

目標指標

1 健康危機管理体制の整備・連携の強化

- (1) 職員研修実施回数及び参加人数（6回、延べ100人）
- (2) 関係機関との連携強化
 - ・健康危機管理連絡会議開催回数（1回）
 - ・麻しん風しん対策連絡会議開催回数（1回）
 - ・避難所運営にかかる研修会開催回数（1回）
 - ・災害医療の初動体制の検討
- (3) 健康危機管理シミュレーションの実施
 - ・新型インフルエンザ等対応訓練の実施（1回）
 - ・鳥インフルエンザ防疫演習の実施（1回）

2 感染症の発生防止対策の強化

- (1)～(3) 研修会等開催回数及び参加人数
(7回、延べ400人)
 - ・感染症予防研修会や出前講座の開催
 - ・院内感染対策実地研修会の開催及び現地指導
 - ・医療従事者向け研修会及び高齢者施設研修会（結核）、発生施設の健康教育の開催及び市報・健康経営事業所レポートを活用した結核の普及啓発

3 健康危機管理情報の提供

- (1) 「あなたの街の感染症情報」の更新（毎週1回）
- (2) i FAXによる緊急時の情報提供（隨時）

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進～

現状と課題

- ・ラグビーワールドカップ2019の開催、また、その後の東京オリンピック・パラリンピックの開催に係るキャンプ誘致に伴い、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれる。
それに伴い旅館や飲食店、各地で開催する関連イベント等における食品関係事業者に対する感染症や食中毒の防止対策が必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策
 - ・主食提供旅館・ホテルに対する監視指導
- 2 イベントでの食中毒対策
 - ・イベント開催時の食品提供者に対する監視指導
 - ・行楽地や大型直売所の監視指導
- 3 HACCP普及推進対策
 - ・食品営業者に対するHACCP導入推進及び指導
- 4 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策
 - ・旅館・ホテル、公衆浴場等入浴施設に対する監視指導

目標指標

- 1 旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策
 - ・主食提供旅館・ホテルの監視回数
(北部15回、豊後高田5回)
- 2 イベントでの食中毒対策
 - ・イベント営業施設への監視回数(北部2回、豊後高田1回)
 - ・行楽地、直売所の監視回数(北部10回、豊後高田3回)
- 3 HACCP普及推進対策
 - ・HACCP導入推進・指導施設数
(北部10施設、豊後高田3施設)
- 4 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染防止対策
 - ・旅館・ホテル、公衆浴場等の立入回数
(北部24回、豊後高田6回)

III おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

- ・おおいたうつくし作戦を推進するため、その理念の一層の普及を図り、取組の裾野拡大と担い手の確保を進めるとともに環境教育の充実を図る必要がある。
- ・平成30年度は「五十石川等流域会議」として、上中下流域が連携した学習会「豊かな水環境創出子ども環境サミット」を実施した。さらに、流域の住民が親しみを感じることのできる取組を支援していく必要がある。
- ・引き続き生活排水対策を推進するため、単独浄化槽・汲み取り便所から合併浄化槽への転換促進及び浄化槽の適正管理の啓発・指導が必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) おおいたうつくし作戦の担い手の確保
 - (2) 環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の活動支援
 - ①小中学校による水生生物調査等への支援
 - ②五十石川流域会議での学習の取組
- (2) 生活排水対策の推進
 - ①合併浄化槽への転換等の広報・啓発
 - ②浄化槽適正管理の啓発・指導

目標指標

- 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり
 - (1) うつくし推進隊等活動団体登録の周知
(北部10回)
 - (2) 環境教育アドバイザー制度の周知
(北部10回、豊後高田4回)
- 2 豊かな水環境保全の推進
 - (1) ①小中学校水生生物調査等支援(北部3回)
②五十石川流域会議での学習会等の実施
(北部1回)
 - (2) ①合併浄化槽への転換啓発(北部3回)
②浄化槽管理者講習会の開催
(北部4回、豊後高田2回)